

2022年8月30日

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部  
新エネルギー課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する  
検討会提言（案）」に対する意見について

2022年7月30日付で意見募集が開始された「再生可能エネルギー発電設備の  
適正な導入及び管理のあり方に関する検討会提言（案）」について、別紙のとおり  
意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会提言（案）」に対する意見

項番	該当箇所	該当部分	意見
1	8頁3～5行目	今後の太陽光発電設備の立地に当たっては、こうした災害に対する地域の懸念が高いエリア（抑制すべきエリア）と地域における合意形成の図られたエリア（促進すべきエリア）についてメリハリをつけることが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 抑制すべきエリアと促進すべきエリアでメリハリをつけることが必要という意見には同意である。ただ、各太陽光開発事業者は、各々が競争するかのようになり、結局はどちらにも該当しないエリアでの太陽光設置が進むだけの傾向があるように見られる。国や自治体がまとまった土地を促進すべきエリアとして指定するような動きがあれば、事業者入札のうえ、効率的な発電事業が行われることになるかと思うので、そういった仕組み作りを要望する。</li> </ul>
2	8頁15～21行目	再エネ特措法において地域活用要件が求められて以降、10-50kWの低圧の太陽光発電設備については営農型が増えている。他方、営農型の中には農地法に基づく一時転用許可が更新されていないケースや下部の農地での農業生産が適切に行われていない等の不適切な事例も散見されるといった指摘も自治体などからなされている。そのため、こうした傾向を注視しつつ、営農型における実態の把握により、好事例については発信するとともに、営農型の課題の分析などを的確に行い、農地法や再エネ特措法に違反する事例に対しては、必要な手続を経た上で厳格に対処するなどの対応が重要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営農型太陽光発電においては、一定期間毎（3年もしくは10年）に一時転用許可の更新が必要であるが、要件を満たさない場合に農地転用許可が取り消されることが金融機関における与信検討時の懸念事項となっている。与信対応時に当該太陽光発電設備の担保取得を行う場合においても、担保実行時など事業譲渡が生じる場合で、農地転用許可の継続可否が論点となる。結果、事業者自身の業況や財務において資金調達を行うことになるが、小規模な農業法人等では、財務が脆弱な場合も多く、長期の事業継続性が認められにくいのが実態である。例えば、一定要件を満たす農業法人であれば、各種要件の緩和が認められ、当該用地の引継ぎが可能となるなど、円滑な資金調達を実現する観点での弾力的な対応を要望する。</li> </ul>

項番	該当箇所	該当部分	意見
3	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際に行われている営農型発電事業は、発電事業が主事業・農業が付帯事業というスキームが多く、いわゆる農業の本業の収入補填としての営農型発電事業が少ないように見受けられる。土地所有者＝営農者＝発電事業者となるような営農型発電事業が、より主流になるような補助金等の制度の構築を要望する。</li> </ul>
4	10 頁 3～5 行目	抑制すべきエリアにおける太陽光発電設備の立地を避けるためには、抑制すべきエリアへの立地に係る手続面の強化を検討するとともに、促進すべきエリアへのインセンティブ付けが考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然災害の増加等により、昨今水災に対する損害保険が再調達価格満額を付保出来ないケースが増加し、事業遂行に支障をきたしている。例えば、促進すべきエリアについて損害保険会社等とも連携し、十分な保険付保が可能になれば、より促進すべき開発が進むものと考える。</li> <li>・ 促進すべきエリアであっても、自然災害や保険付保状況によっては開発が進まない事も想定されるためである。</li> </ul>
5	11 頁 13～15 行目	事業者が事業計画立案の段階で確認することが適切な情報について、関係省庁連携の下、環境省が運用する EADAS をプラットフォームとし、環境配慮や安全性の確保等の観点から法令の指定区域やその他関係する地理情報を幅広く収集し、一元的に掲載する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業用地における各種関係法令の規制への該当有無を確認する際のデータプラットフォームの整備（各種情報の一元的な掲載）については、早期の対応を要望する。</li> </ul>
6	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者が必要な情報のみならず、融資する金融機関側からの目線でも必要な情報（災害リスク・必要な許認可・情報を公開とする等）を一元的に掲載するとともにそのシステム運用について広く周知いただきたい。</li> <li>・ リスクや必要な許認可の検証は事業者のみならず、融資する金融機関側にも必要な情報であり、特に必要な事業者のみしか検証できない等情報公開が限定的であると、検証に当たり情報量に開きが生じてしまうため、誰もが活用でき、かつ利用しやすい運用としていただきたい。</li> </ul>

項番	該当箇所	該当部分	意見
7	11頁27～29行目	再エネ特措法において、森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等の立地場所に応じ、例えば関係法令の許認可取得を申請要件とし、許認可の取得がなされていない場合、再エネ特措法の認定や入札参加を認めないといった認定手続の強化を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再エネ特措法の認定における申請要件の強化（森林法や盛土規制法上の確認）に関しては、認定後の取消し案件や規制逃れ案件の発生を防ぐ観点で重要な検討事項と考えられる。金融機関の立場としても、長期の資金調達が必要な再エネ発電所案件においては、再エネ特措法の認定を与信検討時の重要な確認事項としているため、申請時には各種関係法令への対応状況を含めて、厳格な確認を行っていただきたい。</li> </ul>
8	14頁29～31行目	違反の未然防止や違反状況の早期解消を促すため、例えば関係法令の違反状態における売電収入（FIT・FIP 交付金）の交付を留保するなど、再エネ特措法において新たな仕組みを検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記の内容について、趣旨には賛同するが、新たな仕組みの施行に当たっては、違反状態からの治癒期間や経過措置等について検討していただきたい。</li> <li>・ 当該措置は事業予見性を低下させることに加え、当該発電事業のみを行う SPC の収入は売電収入のみとなることから、売電収入の交付留保を行った場合は月次ベースでの資金繰りがショートすることで各種支払いが滞り、かえって違反状況の早期解消の支障となることが想定されるため、治癒期間や一定の適用除外等について検討頂きたい。加えて、自然災害や事業者の故意に拠らない事象も考慮して新たな仕組みを設計していただきたい。</li> <li>・ また、金融機関からプロジェクトファイナンスなどの仕組金融により再エネ事業への融資を行っている場合には、新たな仕組みが与える影響を検証し事業者側と契約の再調整も必要となることから、経過措置について検討していただきたい。</li> </ul>

項番	該当箇所	該当部分	意見
9	17 頁 8～ 11 行目	太陽光パネルの含有物質等のメーカーによる情報発信について、廃棄物処理業者による太陽光パネルの受入れやリサイクル等に必要とする情報を踏まえつつ、業界団体とも連携しながら行っていく。その際、含有物質が分からないものについては、成分分析等の実施のあり方を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の制度的措置の下、情報発信が不足しているメーカー・パネルも限定的となると考えられ、含有物質の分からないものは、業界団体が代理で成分分析を行う・一部補助金を注入するなど、事業者が個別に過度な負担を強いられないことがないよう配慮いただきたい。</li> <li>・ 適切な廃棄処理は事業者の責任という原則は理解するものの、パネルメーカー選定時には情報開示に関する明確な制度がなかった点を踏まえると、事業者に過度な負担となるケースもあると考えられる。</li> </ul>
10	19 頁 4～ 6 行目	発電主体の変更が行われる場合には、前事業者の事業実態状態を認識した上で引継ぎを行い、説明会の開催等の地域への周知を義務化するなど適切な事業実施を実現するための措置について検討を行うことが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明会の開催等を義務化することは、左記の内容に対する手当ての検討としては過大であり、必要に応じて説明会を開催するという措置を検討いただきたい。</li> <li>・ 発電所の多くは関係法令等を遵守し適切に事業を遂行しているものと思われ、問題のない発電所まで説明会を義務化することで手間およびコストの負担が大きくなるものと考えられるためである。</li> <li>・ 説明会の開催については、「関係法令等を違反している場合」などの限定的な対応で問題ないものと思われる。</li> </ul>

項番	該当箇所	該当部分	意見
11	19 頁 6 ～ 8 行目	事業譲渡の変更認定において、例えば関係法令等に違反している場合は再エネ特措法の変更申請を認定不可とするなど、厳格な対応の検討も必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記の内容について、一般的な事業譲渡の場合については賛同するが、事業者のデフォルト時に、レンダーの資金回収が阻害されないような適切な制度設計を求める。</li> <li>・ 以下をはじめとしたリスクが残る場合には、当該リスクを忌避してプロジェクトファイナンス等による資金調達が行いにくくなることも否定できず、再エネ事業の資金調達に悪影響を及ぼす可能性が想定されるため、例外的措置を要望する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① プロジェクトファイナンスでレンダーによるステップインが必要となる事態が生じたにも関わらず、関係法令等に違反していたことで、ステップインが実施できないリスク</li> <li>② レンダーの資金回収方法のひとつとして事業の第三者への売却があるが、万が一何らかの法令違反があり事業譲渡の変更認定が受けられないと、資金回収が大きく阻害されうる</li> </ul> </li> </ul>
12	28 頁 2 ～ 4 行目	事業譲渡の変更認定にあたって地域との適切なコミュニケーションを促すために、例えば、再エネ特措法の変更申請にあたり、あらかじめ説明会等の開催を義務づける等の対応を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業譲渡が行われる際、資金決済後に変更認定申請を行っている事例も散見される。その場合、変更認定申請から申請が認められる期間のタイムラグが長く（1～3か月）、変更認定申請が認められないリスクが懸念される。変更認定申請時にあらかじめ住民向け説明会等の開催を義務付けること自体は望ましい対策と考えられるが、変更認定申請における要件が煩雑になる懸念がある。各種要件を満たしていることを事前に確認できる制度などの検討についても併せて検討いただき、円滑な変更認定申請手続きが可能となる体制の構築を要望する。</li> </ul>
13	その他	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本提言において、各観点から、法整備、規制、取組み方針が示されているが、全体の進捗ロードマップ（予定）のようなものがあれば良いのではないかと。</li> </ul>

以上